## 掛川市告示第37号

掛川市放課後児童健全育成事業実施要綱 (平成17年掛川市告示第24号) の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

掛川市長 松 井 三 郎

第14条第2項第2号中「市民税非課税世帯」を「所得税非課税世帯」に改める。

## 別表中

ı	西郷小学校学童 保育所	掛川市上西郷4286番地の 1	西郷小学校	20人	社会福祉法人掛川市 社会福祉協議会	
を「						١
'	つくし学童保育 所	掛川市大池504番地の1	第二小学校	40人	社会福祉法人掛川市 社会福祉協議会	

に改める。

附則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。